長崎女子短期大学履修規程

（趣旨）

第１条　この規程は、長崎女子短期大学学則（以下「学則」という。）第 25 条第２項及び第 26 条第２項の規定に基づき、長崎女子短期大学（以下「本学」という。）において開設する授業科目の履修等に関し必要な事項を定めるものとする。

（授業科目）

第２条　本学の教育課程は、教養科目及び専門教育科目から成り、各授業科目を必修科目及び選択科目に分ける。授業科目は、各年次に配当して編成するものとする。

（卒業要件）

第３条　本学を卒業するためには、２年以上在学し、学則第 31 条の規定による 62 単位以上を修得するとともに、卒業時のグレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）が 1.20 以上でなければならない。

２　前項に定める GPA の要件を満たさない者であって、やむを得ない事情があると学長が認める場合は、当該者の卒業を認めることができる。

（進級要件）

第４条　進級するためには、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1)　１年次の在学期間が１年以上あること。ただし、休学期間は在学期間に含まない。

(2)　入学時から１年次の後期末までの通算 GPA（以下「１年次の通算 GPA」という。）が 1.00 以上であること。

２　前項第２号の要件を満たさない者であって、成業の見込みがあると学長が認める場合は、当該者の進級を認めることができる。

（履修方法）

第５条　学科・コースごとの授業科目の履修方法は、学則別表第１及び別表第２のとおりとする。

（他学科の授業科目の履修）

第５条の２　学生は、第 11 条第１項に規定する１年間に履修登録することができる単位数の上限を超えず、かつ、次項に定める上限単位数を超えない範囲内で他学科（生活創造学科にあっては、他コースを含む。）の授業科目（以下「他学科開設科目」という。）を履修することができる。

２　前項の規定による他学科開設科目の履修は、教養科目及び専門教育科目を合わせて 10 単位を上限とする。

３　次の各号の一に該当する授業科目は、第１項の規定による履修を認めない。

(1)　教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号。以下「免許法施行

規則」という。）第２条第１項の表第５欄に掲げる科目に対応して本学が開設する授業科目

(2)　児童福祉法施行規則第６条の２の２第１項第３号の指定保育士養成施設の修業科目及び単位数並びに履修方法（平成 13 年厚生労働省告示第 198 号。以下「告示」という。）別表第１による教科目の欄に掲げる保育実習Ⅰ、保育実習指導Ⅰ及び保育実践演習に対応して本学が開設する授業科目及び告示別表第２に掲げる系列のうち、保育実習に対応して本学が開設する授業科目

(3)　栄養士法施行規則（昭和 23 年厚生省令第２号。以下「施行規則」という。）別表第１備考第３号に規定する校外実習に対応して本学が開設する授業科目

(4)　他学科開設科目を履修しようとする学生が所属する学科・コースが開設する授業科目と同一名称の授業科目

(5)　１年次在学生にあっては、２年次に配当されている専門教育科目

(6)　その他学科・コースが定める授業科目

４　学生は、他学科開設科目を履修しようとするときは、あらかじめ別記様式第１号によりその旨を当該授業科目の担当者に願い出て、許可を受けなければならない。

５　履修の許可を受けた授業科目の修得単位は、卒業要件単位に加算する。

（免許及び資格の取得）

第６条　幼児教育学科に在籍する者であって、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び免許法施行規則の規定に基づき、教育職員免許状を取得しようとする者は、卒業資格を得るとともに、長崎女子短期大学教育職員免許状取得に関する履修細則に定める単位を修得しなければならない。

第７条　幼児教育学科に在籍する者であって、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び同法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）の規定に基づき、保育士資格を取得しようとする者は、卒業資格を得るとともに、長崎女子短期大学保育士資格取得に関する履修細則に定める単位を修得しなければならない。

第８条　生活創造学科栄養士コースに在籍する者であって、栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）及び施行規則の規定に基づき、栄養士免許を取得しようとする者は、卒業資格を得るとともに、長崎女子短期大学栄養士免許取得に関する履修細則に定める単位を修得しなければならない。

（履修登録）

第９条　単位を修得するためには、第２条の規定による区分に従い、当該年度の各学期に履修しようとする全ての授業科目について履修登録を行わなければならない。

２　履修登録期間は、各学期の始業日から起算して学則第９条に規定する休業日を除く 10 日間とする。

３　授業の初回の開講日が前項に規定する履修登録期間の最終日の翌日以降となる授業科目は、前項の規定にかかわらず、履修登録を行うことができる。
４　前項の規定による履修登録の期間は、当該授業科目の授業の初回の開講日から起算して学則第９条に規定する休業日を除く 10 日間とする。

（履修登録の取消し）

第 10 条　履修科目は、次項に定める期間内に、所定の手続により履修登録を取り消すことができる。
２　履修登録の取消し期間は、授業時数の３分の１を超えない範囲内の期間とする。
３　前条に定める履修登録期間中に授業時数の３分の１を超えて授業が開講される授業科目については、前項の規定にかかわらず、前条に規定する履修登録期間中に履修を取り消すことができる。

（履修登録単位数の上限）

第 11 条　学生が１年間に履修登録することができる単位数の上限は、次の表の定めるところによる。

学科	１年間に履修登録することができる単位数の上限
生活創造学科 （栄養士コース） （地域未来創生コース）	 48 単位 45 単位
幼児教育学科	50 単位

２　次の各号に掲げる授業科目の単位数は、前項の規定にかかわらず、その上限に含まないものとする。
(1)　学外実習科目、集中講義科目、フィールドワーク科目、インターンシップ科目及び卒業単位に含まない科目
(2)　学則第 27 条から第 28 条の２まで及び第 30 条の規定により単位認定された科目
３　複数学期にまたがる授業科目の登録単位数は、前学期に算入する。

（履修登録単位数の上限の特例）

第 12 条　前条第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、履修登録単位数の上限を超えてそれぞれ定められた単位数まで授業科目を履修登録することができる。
(1)　生活創造学科地域未来創生コースの学生であって、１年次に前条第１項に規定する単位数を履修登録しその全ての授業科目の単位を修得している場合で、通算 GPA が 3.50 以上であるときは、次年度において、50 単位を上限として授業科目を履修することができる。

(2)　幼児教育学科の学生であって、1年次に前条第1項に規定する単位数を履修登録しその全ての授業科目の単位を修得している場合で、通算 GPA が 3.20 以上であるときは、次年度において、60 単位を上限として授業科目を履修することができる。

（免許及び資格取得に必要な授業科目の履修の制限）

第 13 条　教育職員免許状、栄養士免許及び保育士資格（以下「免許及び資格」という。）を取得しようとする者であって、1年次の通算 GPA が 1.20 未満の者は、原則として、免許及び資格取得に必要な授業科目及びこれに関連する授業科目の履修を制限する。

２　前項に規定する履修の制限に関して必要な事項は、別に定める。

（継続履修制度）

第 14 条　休学開始年度に履修していた教養科目のうち、複数学期にまたがって開講される授業科目は、復学年度に引き続き履修することができる。

２　復学年度に未開講又は廃止とされている授業科目は、前項の規定にかかわらず、履修することができない。

３　前項の規定により履修することができなかった授業科目は、履修登録が取り消される。

（授業科目の再履修）

第 14 条の２　単位を修得できなかった授業科目は、再履修することができる。

２　学生は、前項の規定により授業科目を再履修する場合は、あらかじめ別記様式第２号によりその旨を教務課及び再履修する授業科目の担当者に届け出なければならない。

（成績評価及び単位の授与）

第 15 条　履修科目の成績評価及び学則第 25 条に定める単位の授与は、当該授業科目の担当者が行う。

２　履修科目の成績評価は、試験及びその他の方法により行う。

３　成績の評価は、評点により行い、100 点を最高評点とする。結果は、Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｆ及びWの評語をもって表す。

４　成績評価の基準及び評語については、次のとおりとする。

判定	成績評価	評語	成績評価基準
合格	90 点～100 点	S	特に優れた成績を示した
	80 点～89 点	A	優れた成績を示した
	70 点～79 点	B	妥当と認められる成績を示した
	60 点～69 点	C	合格と認められる成績を示した
不合格	59 点以下	F	合格と認められる成績を示さなかった
	脱落	W	放棄又は未受験等により評価できなか

			った

5　学則第27条から第28条の２まで及び第30条の規定により単位認定された授業科目の成績評価は、前項の規定にかかわらず、「認定」とし、評語「N」をもって表す。

6　F及びWには、当該授業科目の単位を与えない。

7　成績通知表及び成績証明書には、原則として、第４項及び第５項に定める評価を記載する。

8　１の授業科目について、授業時数の３分の２以上の出席がない者については、当該授業科目の単位を与えない。

（授業料未納により除籍された者の単位の取扱い）

第15条の２　学則第22条第３号の規定により除籍された者については、授業料未納期間に係る開講科目の単位を与えない。

（GPA）

第16条　前条第４項及び第５項に定める成績評価のほか、当該評価に対し次の表の定めるところによりグレード・ポイント（以下「GP」という。）を付与する。付与したGPの平均値によるGPAを算出することによって、総合的な学修達成度を評価する。

成績評価	評語	GP
90点～100点	S	4
80点～89点	A	3
70点～79点	B	2
60点～69点	C	1
59点以下	F	0
脱落	W	

2　GPAは、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標とする「学期GPA」及び在学中の全期間における学修の状況及び成果を示す指標とする「通算GPA」に区分する。

3　第２項の規定により区分されるGPAは、それぞれ次の式により計算するものとし、小数点第３位を四捨五入し、小数点第２位までを表示させるものとする。

学期GPA＝（当該学期の履修登録科目のGP×当該授業科目の単位数）の合計／当該学期の履修登録単位総数

通算GPA＝（入学時から当該学期までの履修登録科目のGP×当該授業科目の単位数）の合計／入学時から当該学期までの履修登録単位総数

4　次の各号に掲げる授業科目は、GPA算出の対象外とする。

(1)　学則第27条から第28条の２まで及び第30条の規定により単位認定された科目

(2)　卒業単位に含まない科目
(3)　履修取消しを行った科目
５　複数学期にまたがって開講される授業科目の GPA は、後学期に算入する。
６　再履修した授業科目の GPA は、再履修して修得した成績評価により計算する。
７　成績通知表には、学期 GPA 及び通算 GPA を記載し、成績証明書には、通算 GPA を記載する。

（学修指導）

第 17 条　学期 GPA が 1.20 未満の者には、チューターが学修指導を行う。
２　学期 GPA が 1.20 未満の者には、原則として、当該学生の連帯保証人に通知し、希望があれば、学科長又はコース長及びチューターが面談を行う。

（開講基準）

第 18 条　履修者が５名以下の授業科目は、開講を取り消すことがある。
２　前項の規定により開講が取り消された授業科目は、履修登録が取り消される。

附　則

この規程は、平成 26 年４月１日から施行する。

附　則（平成 27 年４月１日）

この規程は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則（平成 28 年４月１日）

この規程は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則（平成 29 年４月１日）

１　この規程は、平成 29 年４月１日から施行する。
２　単位認定規程は、これを廃止する。

附　則（平成 31 年４月１日）

この規程は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則（令和３年４月１日）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年４月１日）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年４月１日）

１　この規程は、令和５年４月１日から施行する。
２　令和４年度以前の入学生については、第２条中「教養科目」とあるのを「基礎科目」と読み替えるものとする。

附　則（令和６年４月１日）

この規程は、令和６年４月１日から施行し、改正後の第５条の２の規定は、令和６年度入学者から適用する。

附　則（令和７年４月１日）

１　この規定は、令和７年４月１日から施行する。

２　令和７年度以後に在籍する令和６年度以前の生活創造学科ビジネス・医療秘書コース入学者については、第 11 条第１項の表中「地域未来創生コース」とあるのは「ビジネス・医療秘書コース」と、「45 単位」とあるのは「50 単位」と、第 12 条第１号中「生活創造学科地域未来創生コース」とあるのは「生活創造学科ビジネス・医療秘書コース」と、「50 単位」とあるのは「60 単位」と読み替えるものとする。

別記様式第１号（第５条の２第４項関係）

年　　月　　日

他学科開設科目履修許可願

学籍番号

氏　　名

下記のとおり所属学科以外が開設する授業科目の履修を希望します。

記

１．履修希望科目

開設学科等名	授業科目名	単位数	科目担当者許可印

注意事項　次に掲げる授業科目は履修することができない。

(1)　教職課程並びに保育士及び栄養士の養成課程に係る学外施設等における実習科目等

(2)　所属する学科・コースが開設する授業科目と同一名称の授業科目

(3)　１年次在学生の場合、２年次に配当されている専門教育科目

(4)　その他学科・コースが定める授業科目

２．履修を希望する理由

※該当する理由の□にチェックマーク（✓）を付けること。

□卒業要件単位を修得するため。　□興味があるため。

□その他（　　）

事務処理欄	
確　　認	履修登録処理

別記様式第２号（第 14 条の２第２項関係）

年　　月　　日

再履修届

学籍番号

氏　　名

下記授業科目を再履修するので届け出ます。

記

〇再履修科目

授業科目名	単位数	科目担当者確認印

教務課確認印